編集委員会規約

第1条(名称)

本会は、日本ウィニコット協会雑誌、『ウィニコット研究』の編集委員会(以下、編集委員会)とする。

第2条(目的)

本会は、日本ウィニコット協会雑誌『ウィニコット研究』への編集事業として、機関誌の編集に関する業務を所管し、学会誌を発行することを目的とする。

第3条(委員会)

- 1. 理事会のもとに本委員会を置く。
- 2. 本会の運営は、日本ウィニコット協会の理事から若干名の委員を選出して、その他その 委員からの推薦で委員を選出して、編集のための業務を行う。委員の任期は理事任期期間と し、再任を妨げない。
- 3.委員長は前項で選出された委員の中から互選する。委員長は本会を総務する。
- 4.委員長は会員の中から若干名の委員を推薦し、理事会の承認を得る。任期は選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合、これを補充することができる。
- 5.委員は任期満了の場合においても、編集事業の円滑な運営のため、後任の編集委員長の求めに応じて、臨時編集委員として活動を一時的に行うことができる。
- 6. 定例の委員会は最低限、毎年1回以上行うこととする。
- 7. ウィニコット研究は毎年一巻を発行するために、編集委員会はメール会議、オンライン会議、あるいは対面会議、その他の形式で会議を招集することができる。

第4条(活動事項)

本会は、前条の目的を達成するために、次に揚げる活動を行う。

- 1) 『ウィニコット研究』の企画、編集、発行の基本方針に関すること。
- 2) 投稿規程等の制定、改廃に関すること。
- 3) 論文、資料等の投稿受付、査読審査に関すること。
- 4) 論文掲載の決定に関すること。
- 5) その他、刊行に関すること。